



令和4年3月25日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 永谷 博之

地方障害者雇用担当官 山口 純子

(電話) 082 (502) 7832

令和3年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町等の機関への適正実施勧告の実施について

- 市町等の機関については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できるようになっており、令和3年度においては、1機関適正実施を勧告しました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国及び地方公共団体に、法定雇用率以上の対象障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

(1) 市町等の機関の状況

令和2年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和3年1月1日を始期とし令和3年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した6機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、1機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

なお、令和3年1月1日を始期とする採用計画を作成した6機関のうち5機関については、令和3年12月31日までに法定雇用率を達成しました。

(2) 適正実施勧告の対象となる市町等の機関

- ・坂町